

平成 26 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイグループホールディングス  
(コード番号 3063 : 東証マザーズ)  
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目 4 番 28 号  
代 表 者 代表取締役社長 新田 二郎  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 赤工 朝飛  
電 話 番 号 (052) 243-0026 (代表)  
(URL <http://www.jgroup.jp/>)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 5 月 29 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 平成25年 8 月に株式会社 S A R U を完全子会社化したことに伴い、株式会社 S A R U の定款に規定する事業目的を当社定款第 2 条の事業目的に追加するものであります。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 7 条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。  
なお、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）、第 6 条（単元株式数）につきましては、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 6 月 7 日開催の取締役会において、平成 25 年 9 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割するとともに、発行可能株式総数を 90,000 株から 18,000,000 株に変更し、単元株制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 5 月 29 日（予定）  
定款変更の効力発生日 平成 26 年 5 月 29 日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ~26. (条文省略) (新設)</p> <p>27. 前各号に附帯する一切の業務 (新設)</p> <p>第7条~第41条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ~26. (現行どおり)</p> <p><u>27. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集</u></p> <p>28. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第8条~第42条 (現行どおり)</p>

以上